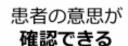
shiryou1-1-1.pdf

ガイドラインの概要

- 1 人生の最終段階における医療及びケアの在り方
 - 医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による 決定を基本として終末期医療を進めることが重要。
 - 人生の最終段階における医療の内容は、多専門職種からなる医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性を基 に慎重に判断する。
- 2 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続
 - 患者の意思が確認できる場合には、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、その内容を文書にまとめておく。説明は、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じてその都度行う。
 - 患者の意思が確認できない場合には、家族が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者に とっての最善の治療方針をとることを基本とする。
 - 〇 患者・医療従事者間で妥当で適切な医療内容について合意が得られない場合等には、複数の専門家からなる委員会を設置し、治療方針の検討及び助言を行うことが必要。

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」 方針決定の流れ(イメージ図)

人生の最終段階における医療およびケアについては、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、 それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが最も重要な原則



患者と医療従事者とが十分に話し合い、 患者が意思決定を行う

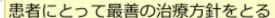


人生の最終段階における 医療とケアの方針決定

十分な 情報の 提供

家族が患者の 意思を推定できる

患者の推定意思を尊重し、



患者の意思が確認できない

- ・家族が患者の意思を推定できない
- 家族がいない

患者にとって最善の治療方針を、 医療・ケアチームで慎重に判断 (※家族がいる場合は十分に話し合う)



- ・病態などにより 医療内容の決定が困難
- 家族の中で意見が まとまらないなどの場合
- →<u>複数の専門家で構成する</u> <u>委員会を設置し、</u> 治療方針の検討や助言

